表四中

上川	北海道旭川市及び上川郡鷹栖町
渡島中部	北海道北斗市のうち旧上磯町の区域
十和田	青森県十和田市
五戸	青森県三戸郡五戸町及び新郷村

を

渡島中部	北海道北斗市のうち旧上磯町の区域
上川	北海道上川郡鷹栖町
三八	青森県八戸市及び三戸郡
十和田	青森県十和田市

に、

釜無川	山梨県アルプス市

を

釜無川	山梨県アルプス市
北信	長野県長野市、須坂市、中野市、飯山市、上高井郡、下高井郡、川村及び飯綱町並びに下水内郡

に改め、北信の項を削る。

上水内郡小

表六緒方の項を削る。

表八網走の項の次に次のように加える。

石狩中部	北海道千歳市、恵庭市及び北広島市

表八恵庭の項及び石狩広島の項を削り、同表六ヶ所の項を次のように改める。

とうほく六ヶ所	青森県上北郡東北町のうち旧東北町の区域及び六ヶ所村

表九上川の項を削り、同表岐阜中濃の項を次のように改める。

岐阜	岐阜県岐阜市

表十豊橋の項を削り、同表佐賀中部の項を次のように改める。

佐城三神	佐賀県佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡及び三養基郡

表十三養基の項を削る。

表十一長水の項中「及び上水内郡信濃町」を「、中野市、飯山市、下高井郡木島平村、上水内郡信濃町及び小川村並びに下水内郡」に改め、同表小笠の項を削り、同表宇土熊本の項を次のように改める。

宇城熊本	熊本県熊本市のうち旧天明町の区域、宇土市及び宇城市（旧豊野町の区域を除く。）

表十一宇城の項を削る。

表十四中

みどり桐生	群馬県桐生市及びみどり市

を

みどり桐生・太田	群馬県桐生市、太田市及びみどり市
佐波伊勢崎	群馬県伊勢崎市及び佐波郡

に改める。

表十六上川の項中「富良野市、」を「富良野市並びに」に改め、「並びに上川郡美瑛町」を削る。

表十九長沼の項の次に次のように加える。

三八	青森県八戸市及び三戸郡

表二十津軽北西部の項中「つがる市」の下に「、西津軽郡深浦町」を加え、同表さがえ西村山の項を次のように改める。

いわき	福島県いわき市

表二十二吾妻西部の項を次のように改める。

北軽井沢	群馬県吾妻郡長野原町及び嬬恋村

表二十三邑楽館林の項の次に次のように加える。

北軽井沢	群馬県吾妻郡長野原町及び嬬恋村

表二十四石狩南部の項を次のように改める。

石狩中部	北海道江別市、千歳市、恵庭市及び北広島市

表二十四樺戸の項を削る。

表二十五長水の項中「並びに」を「、中野市、飯山市、下高井郡木島平村及び野沢温泉村、」に、「信濃町及び小川村」を「並びに下水内郡」に改め、同表東広島・三原の項を削る。

表二十六中

東串良	鹿児島県鹿屋市のうち旧串良町及び旧吾平町の区域並びに肝属郡東串良町及び肝付町
志布志	鹿児島県志布志市及び曽於郡大崎町

を

志布志	鹿児島県鹿屋市のうち旧輝北町の区域、志布志市及び曽於郡東串良町
東串良	鹿児島県鹿屋市のうち旧串良町及び旧吾平町の区域並びに肝属郡肝付町

に改める。